

令和 8 年度
「観光業魅力向上推進業務」

企画提案審査要領

令 和 8 年 4 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「観光業魅力向上推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、別添資料 1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、下記 4 に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画コンペ提案書等及びコンペ参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が 4 者を超える場合には、事務局において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された 4 者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。なお、コンペ参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付し、各審査委員の得点を合計して算出した総得点により順位付けを行い、その結果を参考として、審査委員の合議をもって最終的な順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が 1 者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 委託候補者の選定にあたっては、採点の結果、総得点が 60%以上の得点であることを合格の目安とし、最終的に委員の意見を踏まえて決定することとする。

【採点基準】

	10 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
提案のあった業務の内容が優れていること	企画趣旨理解力	・本業務の趣旨や目的を十分理解しているか。	10	
	企画提案内容	<企画実施> ・業務仕様書の内容を理解し、適切な提案内容となっているか。	20	70
		<参加者の募集、情報発信> ・事業実施効果を最大化するために適切なプロモーションが提案されているか。	20	
		<参加者の受け入れ> ・参加者の受け入れ態勢は適切な内容となっているか。	10	
		<参加者のフォローアップ> ・参加者の滞在中のフォローアップ態勢は適切な内容となっているか。	10	
		<その他> ・その他、業務仕様書に示した項目について適切な内容となっているか。	10	
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務実施体制	・業務を履行するうえで十分な実施体制であるか。	10	20
	費用積算内訳	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計				100